本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第三八七号）（総務省）

1　期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直しに関する事項

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、選挙の当日に当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の包括的な宣誓で足りることとした。（第四九条の八及び第五二条関係）

2　衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等に係る政治活動用立札及び看板の類の総数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等に係る政治活動用立札及び看板の類の総数の基準となる衆議院比例代表選出議員の選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数の下限が一〇となることに伴い、所要の規定を整備することとした。（第一一〇条の五関係）

3　選挙事務所の数及び法定選挙運動費用（固定額）に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区が改定されることに伴い、改定後の選挙区のうち交通困難等の状況のある区域を有するものについて、現行の特例選挙区に準じて、選挙事務所の数及び法定選挙運動費用（固定額）の特例の対象とすることとした。（別表第三及び別表第五関係）

4　施行期日等

㈠　2及び3による改正後の公職選挙法施行令（昭和二五年政令第八九号）の規定は、この政令の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとした。（附則第二条第一項関係）

㈡　1による改正後の公職選挙法施行令の規定は、1の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用することとした。（附則第二条第二項関係）

㈢　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第八九号）の施行の日から施行することとした。ただし、1の規定は令和五年三月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第三八八号）（総務省）

1　消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（政令第三八九号）（外務省）

1　領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）がその行う事務の処理に関して当該領事官の所在国の通貨をもって徴収する手数料の額について、外国貨幣換算率によって換算した邦貨額で定める手数料の額の上限と下限を改めることとした。（第一条第一項関係）

2　領事官がその行う事務の処理に関して徴収する手数料を、外務省令で定めるところにより指定納付受託者が納付する場合における手数料の額及びその他所要の規定を定めることとした。（第一条第五項及び第六項関係）

3　この政令は、令和五年三月二七日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三九〇号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）の施行期日は、令和五年四月一日とすることとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三九一号）（警察庁）

一　道路交通法施行令の一部改正関係

1　遠隔操作型小型車に対して表示する信号の意味に関する規定を整備することとした。（第二条関係）

2　特定自動運行に関する規定の整備

㈠　道路交通法（昭和三五年法律第一〇五号）第二条第一項第一七号の二に規定する特定自動運行（以下「特定自動運行」という。）において交通事故があった場合における損壊物等の保管の手続等に関する規定を整備することとした。（第二七条の七関係）

㈡　高速自動車国道等において特定自動運行が終了した場合における表示の方法に関する規定を整備することとした。（第二七条の八関係）

㈢　国家公安委員会の権限に属する事務のうち警察庁長官に権限が委任されるものに、特定自動運行の許可の取消し等に係る報告の受理及び通報に関する事務を加えることとした。（第四三条の二関係）

3　その他所要の規定を整備することとした。

二　警察法施行令の一部改正関係

都道府県警察に要する経費であって国庫が支弁するものに、特定自動運行に係る業務上過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道等に係るものの捜査に必要な経費を加えることとした。（第二条関係）

三　地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

都道府県において徴収する特定自動運行の許可に関する事務に係る手数料の標準額について定めることとした。（本則の表関係）

四　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部改正関係

位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為に関する規定を整備することとした。（第三条関係）

五　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号。以下「改正法」という。）の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第四条関係）

六　施行期日等

1　所要の経過措置を設けることとした。

2　この政令は、改正法の施行の日（令和五年四月一日）から施行することとした。

◇宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三九二号）（国土交通省）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五五号）の施行期日は、令和五年五月二六日とすることとした。

◇宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三九三号）（国土交通省）

一　宅地造成等規制法施行令の一部改正関係

1　題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に改めることとした。（題名関係）

2　宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設に、漁港施設等を追加することとした。（第二条関係）

3　法第二条第二号及び第三号の政令で定める宅地造成及び特定盛土等並びに法第二条第四号の政令で定める土石の堆積の規模等を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制

㈠　都道府県知事の許可を不要とする宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事を定めることとした。（第五条第一項関係）

㈡　都道府県知事の許可を要する宅地造成等に関する工事に係る事業のうち、土地の所有者等の全員の同意を不要とする公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業を定めることとした。（第五条第二項関係）